

2019年1月10日
ローレルバンクマシン株式会社

News Release

キャッシュレス事業に係る許認可の取得について

ローレルバンクマシン株式会社は、すでにキャッシュレス事業の展開を図ってまいりましたが、電子マネー事業を事業者より請け負うために必要な許認可の取得を行ない、このたび登録が完了いたしました。

取得許認可 前払式支払手段第三者型発行者
登録番号 関東財務局長 00715 号
登録年月日 平成 30 年 12 月 25 日

これにより、前払式支払手段第三者型発行者として、各地域での自治体、商工会議所・商工会、商店街等が実施する地域振興券（プレミアム商品券等）の電子マネー化や、小売事業者で実施するハウス型電子マネーなどのキャッシュレス事業を進めてまいります。

当社は、金銭に関わる豊富な経験や技術を活かし、現在の日本社会に求められているキャッシュレス決済の普及と促進の一助となるように図って参ります。

—以上—

本件に関する問い合わせ先： 本社 営業企画統括部 キャッシュレス事業推進室
03-3502-3311（大代表）

※ニュースリリースに記載された製品、仕様、サービスなどについては、発表日現在のものです。
その後、予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。